

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令第 26 条第 3 号イ(1)に掲げる額の提出について

電業第96号  
平成27年12月28日

経済産業大臣 林 幹雄 殿

富山市牛島町 15 番 1 号  
北陸電力株式会社  
代表取締役社長 金井 豊  
社長執行役員

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令第 26 条第 3 号イ(1)に掲げる額について、「託送供給等約款認可申請に係る補正について」(平成 27 年 12 月 11 日付け 20151211 資第 7 号) を踏まえ、次のとおり提出いたします。

提出内容	
第 26 条第 3 号イ(1)に掲げる額	4 円 90 銭